

# 測量機種登録事務処理要領（抜粋）

企画部

## 測量機種登録事務処理要領

平成13年3月29日 国地企指第232号  
最終改正 令和3年1月4日 国地企技第82号

### 附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 測量機種登録事務処理要領（平成5年3月19日国地企指発第114号）は廃止する。

### 附 則

この改正要領は、平成16年4月19日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、平成20年1月9日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量に使用する測量機器について、測量機器性能基準（平成13年国地達第28号）（以下「性能基準」という。）に基づく、性能別分類による級別判定（以下「級別判定」という。）及び測量機種登録（以下「機種登録」という。）に係わる事務処理を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

### (登録対象機器)

第2条 この要領に定める級別判定及び機種登録の対象機器は、性能基準第2条に掲げた測量機器で、測量機器性能検定要領（平成13年国地達第29号）（以下「検定要領」という。）に基づき検定が行われたものとする。

## 第2章 測量機種登録

### (登録申請の受理)

第3条 国土地理院企画部長（以下「企画部長」という。）は、測量機種登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、次の各号に掲げる書類を添付した測量機種登録申請書（以下「登録申請書」という。）を、様式第1により提出を受けるものとする。

- 一 申請者又は検定機関（「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」（平成13年国地達18号）に基づき測量機器の検定機関として登録された機関を言う。以下同じ。）が、検定要領に定める方法にしたがって検定を行い作成した測量機器級別検定書（様式第2）
  - 二 前号の検定において使用した資料一式（器械定数等の証明書を含む）
  - 三 測量機器の仕様書、外観図面及びカタログ、性能概要（別表）
- 2 前項に係わらず、登録を受けようとする測量機器が、自社で開発・生産しない相手先企業による製品（以下「OEM製品」という）で測量機種登録台帳に登録済みの機種と同一の場合は、様式第3の登録申請書により提出を受けるものとする。なお、添付する書類は前項第三号によるが、性能概要は登録済み機種及び登録を受けようとする機種について提出するものとする。
- 3 企画部長は、特に必要と判断した場合には、申請者の了解を得た上で、登録する測量機器現品の持込みを求めることができる。

## 第3章 登録の変更等

### (登録の変更)

第8条 企画部長は、機種登録済みの測量機器について、登録事項の変更が必要な場合には、登録申請者より、次の各号に掲げる書類を添付した、測量機種変更登録申請書（以下「変更申請

書」という)を、様式第8により提出を受けるものとする。

- 一 機種登録済み測量機器の一部または全部に改良を加えた場合及びソフトウェアを修正した場合で、測定精度に影響を及ぼすと認められるものは、第3条第1項第一号から第三号までの資料
  - 二 機種登録済み測量機器のソフトウェアのみを修正した場合で、測定精度に影響を及ぼさないと認められるものは、ソフトウェアの正常稼動が確認できることを示す、第3条第1項第二号の資料
  - 三 機種登録済み測量機器の一部に改良を行った場合で、測定精度に影響を及ぼさないと認められるものは、第3条第1項第三号の資料
- 2 測量機器の精度・仕様に直接係わらない変更（申請者名などの変更）は、変更申請書のみの提出を受けることで足りるものとする。



### 水準用電卓

性能概要			
使用目的	記憶容量	プログラム および バージョンNo	出力

### G N S S 測 量 機

性能概要					
測位形式	受信帯域数 (周波)	精度	有効解析値	手簿記簿ソフト名 および バージョンNo	解析ソフト名 および バージョンNo

様式第1

年 月 日

国土交通省 国土地理院  
企 画 部 長 殿

申 請 者 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

測 量 機 種 登 録 申 請 書

下記の測量機器について、「測量機種登録台帳」に登録されるよう、必要書類を添えて申請  
します。

記

1. 申請機種名

2. 申請級別性能分類

3. 特記事項

様式第2

測 量 機 器 級 別 検 定 書

番 号  
年 月 日

依 頼 者 殿

検 定 者

下記の について、国土地理院測量機器性能基準及び測量機器性能検定要領に基づき検定した結果は、以下のとおりです。

記

1. 機種名
2. 製造会社名
3. 級別性能分類
4. 検定に使用した資料 別冊のとおり
5. 検定結果



(様式第3)

年 月 日

国土交通省 国土地理院  
企 画 部 長 殿

申 請 者 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

測 量 機 種 登 録 申 請 書

下記の測量機器について、「測量機種登録台帳」に登録されるよう、必要書類を添えて申請します。

記

1. 申請機種名
2. 登録級別性能分類
3. 登録番号及び登録年月日
4. 製造会社名
5. 特記事項

国土交通省 国土地理院  
企 画 部 長 殿

申請者住 所  
会 社 名  
代表者名

測 量 機 種 変 更 登 録 申 請 書

下記の測量機器について、登録事項を変更したいので必要書類を添えて申請します。

記

1. 登録済み機種

- (1) 登録機種名
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日

No.

年 月 日

2. 変更事項及び理由

3. 特記事項